

議案第40号

基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和5年12月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例(令和元年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表屋内遊戯室の項中「230円」を「340円」に、「460円」を「680円」に改める。

(基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 基山町保健センター設置及び管理条例(平成10年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

研修室1	140円
------	------

」

を

「

研修室1	100円
------	------

」

に改める。

(基山町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 基山町キャンプ場の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表中「300」を「400」に、「150」を「200」に、「600」を「800」に、「1,200」を「1,600」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の基山町保健センター設置及び管理条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく基山っ子みらい館、基山町保健センター及び基山町キャンプ場の使用料見直しに伴い、基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定する必要がある。

令和 5 年 12 月 15 日原案 可 決